

平成 28 年 2 月 8 日

各 位

会社名 株式会社 き も と
(略称 K I M O T O)
(URL <http://www.kimoto.co.jp/>)
代表者名 代表取締役社長 木本 和伸
(コード番号 7908 東証第一部)
問合せ先 取締役 管理本部長 鈴木 亮介
(TEL 03-6758-0300)

訴訟の判決に関するお知らせ

当社及び連結子会社の木本新技術（上海）有限公司（中国）は、有価証券報告書で公表しております、損害賠償請求（以下「本件訴訟」）に関し、平成 28 年 2 月 1 日付で判決を受け、平成 28 年 2 月 5 日付で民事判決書が到達しましたので、お知らせします。

記

1. 本件訴訟の内容

- (1) 提起日 平成 25 年 12 月 3 日（訴状到着日 平成 25 年 12 月 10 日）
- (2) 原告 汕頭万順包装材料グフェン有限公司光電薄膜分公司（以下、「万順」）
- (3) 被告 当社及び木本新技術（上海）有限公司（中国）
- (4) 請求内容 損害賠償請求
- (5) 請求額 2,300 万元（44,229 万円）

2. 本件訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

当社及び連結子会社の木本新技術（上海）有限公司（中国）は、万順に販売した当社製品の品質に関し重大な問題があったとして、万順より平成 25 年 12 月 10 日付で損害賠償の提訴を受けましたが、当社は、万順への納品物に関して、製品性能及び外観に関しても納入仕様書の規格に達していると認識しており、裁判において当社の正当性を主張し争って参りました。

3. 判決の概要

- (1) 木本新技術（上海）有限公司（中国）は原告に対し 2,210 万元（42,498 万円）を支払う
- (2) 訴訟費用 14 万元（269 万円）は木本新技術（上海）有限公司（中国）の負担とする
- (3) 被告の 474 万元（9,115 万円）の支払請求は棄却とする

4. 今後の見通し

今回の判決は万順の主張を全面的に認容するものであり、当社の主張が認められなかったことは大変遺憾であります。今後の対応につきましては判決の内容を精査し訴訟代理人と協議の上、決定します。この判決が当社の業績へ与える影響等については、速やかにお知らせします。

以上